

閲覧用

令和元年度加美町農業委員会
第10回定例総会議事録

令和2年1月27日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第10回定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年1月27日(月)午後2時30分～午後3時28分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(17名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 欠席委員(1名)

委 員	4番	畠 山 義 信
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	会議書記の指名
日程第4	農地調査会委員長代理の選任
日程第5	報告第25号 非農地証明書の交付について
日程第6	報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7	報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について
日程第8	議案第33号 加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第9	議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第35号 農用地利用集積計画の審査について
日程第11	議案第36号 加美町耕作放棄地対策協議会の 解散に伴う事業の承継について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬
農林課副参事兼農業振興係長	後 藤 勉

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第10回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第10回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 本日は、令和元年度加美農業委員会第10回定例総会にご出席いただき、大変ご苦勞様でございます。

故 佐々木信幸委員には改めて心よりご冥福申し上げます。あまりにも突然でございました。誠に残念でなりません。皆様におかれましては、とにかく身体が一番です。私含め、健康面には特に気を付けて頑張っていたきたいと思います。また本年もよろしくをお願いいたします。

本日の議案には慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は17名です。4番 畠山義信委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 今野修委員、9番 伊藤登喜子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 農地調査会委員長代理の選任について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、農地調査会委員長代理の選任についてを議題とします。

加美町農業委員会調査会設置要綱第3条の規定により、調査会に委員長及び委員長代理を置くことになっております。欠員となりました農地調査委員長代理について、同条の規定に基づき委員の互選により選任していただきたいと思っております。

農地調査会は東側会議室に移動のうえ、会議を開催し選任願います。なお、選任にあたりましては委員長が座長となり進行してください。

それでは暫時休憩いたします。午後2時45分まで。

[午後2時38分 休憩]

[午後2時42分 再開]

- *議長（三浦泉会長） 休憩を閉じ、会議を再開します。それでは委員長より報告してください。

- *委員長（板垣文一委員） 農地調査会委員長代理の選考結果を報告いたします。

委員長代理としまして、14番 尾形徳夫委員に決定しました。よろしくお願いいたします。

- *議長（三浦泉会長） 農地調査会委員長代理は、ただいま委員長が報告したとおり決定しました。

それでは委員長代理に就任のあいさつをお願いいたします。

農地調査会委員長代理 14番 尾形徳夫委員、お願いいたします。

- *14番（尾形徳夫委員） 私にとって委員長代理というのは少々荷が重いのですが、農地調査会の委員として今後も皆様のご指導、ご協力をいただきまして務めて参りますのでよろしくお願いいたします。

- *議長（三浦泉会長） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日程第5 報告第25号 非農地証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第25号 非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第25号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

1月分の非農地証明願は1件でございました。

報告書番号1

願出人 A氏 加美町字下野目北田南…番地

所在地 字下野目雷南…番…の田

現状 雑種地

面積 262㎡

平成4年11月に農地法第5条の転用許可を受け、B社が賃貸借により駐車場として使用しておりましたが、地目変更登記を行わないまま現在に至っているものでございます。

1月17日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上1件の非農地証明書交付について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） B社が駐車場として、A氏に借りているのですね。

*事務局（鎌田裕之次長） B社において、A氏からお借りするかたちで、今現在は駐車場といいますか、敷地の一部としてアスファルト舗装がされているという状況でございます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第25号を終了いたします。

日程第6 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は5件でございます。

報告書番号1

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 鹿原鹿原一番の田

面積 5,927 m²

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 E氏

借人 F氏

所在地 町下の田 4筆

面積 合計9,014 m²

基盤強化促進法

報告書番号3

貸人 G社

借人 H社

所在地 下多田川字鹿野原の田 外5筆

面積 合計5,677 m²

農地中間管理事業の推進に関する法律

報告書番号4

貸人 I氏

借人 G社

所在地 下多田川字鹿野原の田 外5筆

面積 合計5,677 m²

基盤強化促進法

報告書番号 5
貸人 J氏
借人 K氏
所在地 小泉中大道の田
面積 800㎡
基盤強化促進法

[以上5件の賃貸借の合意解約について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、16番 畠山委員。

*16番（畠山智史委員） 申請番号2番の借人、F氏となっております。現在、F氏はL社として法人化されておりますが、今回は個人名での表記でよろしいのですか。

*事務局（猪股雅敬主事） 借人がF氏となっておりますが、もともとの賃貸借の契約を個人名で結ばれておりましたので、今回農地法第18条第6項によって賃貸借の合意解約をし、その後L社に貸付するというところでございます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第26号を終了いたします。

日程第7 報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第27号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号 1
住宅用地 字木伏…番…
面積 387㎡
令和元年12月3日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第27号を終了いたします。

日程第8 議案第33号 加美農業振興地域整備計画の変更について

*議長（三浦泉会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町農林課 農業振興係長 後藤副参事に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[農林課職員入室 午後2時50分]

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第33号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第33号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

*議長（三浦泉会長） 変更内容につきましては、加美町農林課農業振興係長後藤副参事から詳細説明をしていただきます。

*農林課（後藤勉副参事） 農林課農業振興係の後藤と申します。よろしくお願いたします。農業振興地域整備計画の変更としまして2件の議案について説明させていただきます。

まず1件目、菜切谷のM氏宅についてでございますが、新築の住宅を建築するために、現在の住まいに隣接する農地を農用地以外の土地として利用したいとのことでした。申請面積につきましては363㎡でして、こちらは先日農業委員さん方にも現地を確認していただいております。

続きまして2件目でございますが、N社から申請が挙がったものです。場所につ

きましては、N社の敷地内にある農用地区域5筆でございまして、面積は5筆合わせまして3,109㎡ほどです。

養豚場に入るトラックの待機場所及び、製品の積み込み場所ということで農地の一部を利用したいとのことでした。以上2案件についてお諮り申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に、後藤副参事には退席いただきます。

[農林課職員退室 午後2時55分]

*議長（三浦泉会長） これより、議案第33号、加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決しました。

日程第9 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は5件でございまして。

申請番号1

渡人 J氏

受人 K氏

申請地 小泉字中大道の田 1筆

面積 800㎡

耕作者へ贈与するもの

申請番号 2

渡人 O氏
受人 P氏
申請地 小泉字天神の畑 1筆
面積 237㎡
譲渡人からの要望により贈与するもの

申請番号 3

渡人 Q氏
受人 R氏
申請地 小泉字加賀檀の田 外1筆
面積 合計1,661㎡
賃貸借 一反歩…円

申請番号 4

渡人 S氏
受人 A氏
申請地 字下野目雷南の田 1筆
面積 373㎡
経営規模拡大のため売買
売買金額 …万円

申請番号 5

渡人 S氏
受人 T氏
申請地 字久保田の田 外2筆
面積 合計1,871㎡
経営規模拡大のため売買
売買金額 …万円

[以上5件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは申請番号1番から3番について、10番 板垣文一委員をお願いします。

* 10番（板垣文一委員） 申請番号1番の案件につきましては、譲渡人のJ氏は現在施設に入所されておりまして、1月19日に仙台市に住む息子さんに電話にて聴き取り調査を行いました。同日、譲受人のK氏にもお話をうかがい、現地を確認いたしました。現在耕作している親戚のK氏へ贈与による所有権移転であり、調査の結果、地域調和要件に支障はないと判断いたしました。

申請番号2番につきましては、1月19日に譲渡人のO氏と、譲受人のP氏にお会いして聴き取り調査を行いました。申請のあった農地はP氏の宅地に隣接してお

り、お互い先代からの約束があったようで、以前よりP氏が耕作しておりました。今回改めて登記をすることとなり、譲渡人からの要望で、贈与での所有権移転の許可申請となりました。P氏の立会いで現地を確認したところ、土盛りがされパイプハウスが建っており、農機具等が入る農具舎として使用されておりましたので、その現状を踏まえ、今後農地の農業用施設としての用途の変更を農業委員会に届け出るよう指導して参りました。結果、所有権移転の許可申請につきましては、地域調和要件に支障はないと判断いたしました。

申請番号3番につきましては、1月19日に譲渡人のQ氏、譲受人のR氏に聴き取り調査を実施し、R氏と現地の確認を行いました。賃借料の1反歩あたり…円という金額ですが、R氏が近くで借りている畑の賃借料と同額であり、…番の水田について、昭和50年代の後半より…番の畑と一緒に転作田として耕作されていたという経緯もあって、両者の合意により取決めされたということでした。調査の結果、地域調和要件に支障はないと判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） 次に申請番号4番・5番について、9番 伊藤登喜子委員お願いします。

*9番（伊藤登喜子委員） 申請番号4番につきまして、申請地は譲受人であるA氏の土地に隣接しており、聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断して参りました。

次に申請番号5番ですが、申請地はT氏の田の近くで、以前から耕作されている方に今回取得した土地も一緒に作付していただくそうです。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断して参りました。以上で報告を終わります。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。

審議に入る前に議案第31号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

参加できない委員は、申請番号1番について19番 私、三浦です。申請番号1番の事案については、議長を18番 千葉連悦会長職務代理者に代わっていただきます。よろしく願いいたします。

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 申請番号1番の事案について議長を務めさせていただきます。

19番 三浦泉委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後3時1分]

*議長（千葉連悦会長職務代理者） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第34号、申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
それでは19番 三浦泉委員の入室を許可します。

[委員入室 午後3時2分]

- *議長（千葉連悦会長職務代理者） ここで議長を交代します。

- *議長（三浦泉会長） 次に、申請番号2番から5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第34号、申請番号2番から5番についての採決を行います。
お諮りします。本件は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第35号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第35号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

- *事務局（猪股雅敬主事） 議案第35号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年1月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買1件 賃貸借4件 使用貸借1件でございます。

申請番号 1

渡人 U氏
受人 K氏
申請地 小泉字新町下の田 2筆
面積 合計6,315 m²
権利移動の種別 賃貸借
一反歩あたり…k g

申請番号 2

渡人 V氏
受人 W氏
申請地 宮崎字平貫の田 3筆
面積 合計3,709 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 3

渡人 X氏
受人 Y氏
申請地 下新田字北村の田 外2筆
面積 合計4,251 m²
権利移動の種別 賃貸借
一反歩あたり…円

申請番号 4

渡人 Z寺 代表役員 X氏
受人 Y氏
申請地 下新田字新川原の田 1筆
面積 226 m²
権利移動の種別 使用貸借

申請番号 5

渡人 a氏
受人 b氏
申請地 平柳字下谷地の田 2筆
面積 合計2,172 m²
権利移動の種別 賃貸借
一反歩あたり…円

申請番号 6
渡人 E氏
受人 L社 代表取締役 F氏
申請地 字町下の田 4筆
面積 合計9,014㎡
権利移動の種別 賃貸借
一反歩あたり…円

以上6案件で、田15筆 面積25,687㎡
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上6件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第35号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。
参加できない委員は、申請番号1番について19番 私、三浦です。申請番号1番の事案については、議長を18番 千葉連悦会長職務代理者に代わっていただきます。よろしくお願いいたします。

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 申請番号1番の事案について議長を務めさせていただきます。
19番 三浦泉委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後3時10分]

*議長（千葉連悦会長職務代理者） これより申請番号1番について審議を行います。
質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第35号、申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（千葉連悦会長職務代理者） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは19番 三浦泉委員の入室を許可します。

[委員入室 午後 3 時 1 1 分]

* 議長（千葉連悦会長職務代理者） ここで議長を交代します。

* 議長（三浦泉会長） 続いて申請番号 2 番から 6 番の案件について審議を行います。
質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより
議案第 3 5 号、申請番号 2 番から 6 番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 5 号、農用地利用集
積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第 1 1 議案第 3 6 号 加美町耕作放棄地対策協議会の
解散に伴う事業の承継について

* 議長（三浦泉会長） 日程第 1 1、議案第 3 6 号 加美町耕作放棄地対策協議会の解散
に伴う事業の承継について事務局より説明をさせます。

* 事務局（鎌田裕之次長） 議案第 3 6 号 加美町耕作放棄地対策協議会の解散に伴う事
業の承継について。加美町耕作放棄地対策協議会が解散に関する承認手続きの完了
を以て解散することとなったため、別紙により当該承認手続きの完了後に本会が事
業を承継することについて承認を求めます。

令和 2 年 1 月 2 7 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

[議案書に沿って朗読説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ご
ざいませんか。

— 「はい」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） はい、5 番 杉村委員。

* 5 番（杉村昭宏委員） 対策協議会の、構成メンバーを教えてください。

*事務局（鎌田裕之次長） 対策協議会の構成メンバーでございますが、まず農業委員会からは、会長、農地調査会の委員長、農政調査会の委員長が会員というかたちで出ております。その他関係機関からは、加美よつば農業協同組合営農販売部長、大崎土地改良区総務課長、加美郡西部土地改良区事務長、北部地方振興事務所農業振興部長、加美町農業再生協議会事務局長、鳴瀬川沿岸土地改良区総務課長、色麻土地改良区事務局長、加美町農林課長に会員とさせていただき運営を行っております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） これは宮城県の各耕作放棄地対策協議会設置に伴って各町が作らざるを得なかったということですか。全県下にあるのですか。

それで先程おっしゃったメンバーが会員となっていて、会長はどなたが務めているのですか。

それから宮城県自体、対策協議会は解散となったということでしょうか。

*事務局（鎌田裕之次長） 耕作放棄地対策協議会につきましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業の実施主体として、各市町村につくられたものでございます。形態としましては耕作放棄地対策協議会というものが基本になりますが、市町村によっては再生協議会で行っている所もあるようでございます。県では都道府県の協議会ということで農業公社に事務局が置かれておりまして、そちらが県の管轄ということになっております。

本協議会の会長につきましては、農業委員会の会長が当たることになっており、現在は三浦会長が会長となっております。

県の協議会につきましては、去年の6月に行われた県協議会の総会におきまして解散と議決されておりますが、解散に関する承認手続きに国の承認が必要となっております。私のほうで農業公社に確認したところ、国からの承認はまだ頂けていないとのことでした。国からの承認をいただき次第、県は耕作放棄地対策協議会を解散して、担い手育成総合支援協議会に事業を統合することになっているようでございます。

*7番（三嶋秀二郎委員） 基金事業ということですが、これは国費ですね？その基金事業がなくなることによって、目的が達成された、或いは基金事業として不要になったとか、なぜなくなったのかお聞きしたいです。

*事務局（鎌田裕之次長） 国の政策の関係だとは思いますが、基金事業については約10年間の事業期間を通じてほぼ政策目的が達成されたということか、或いは元々の事業期間として10年間を予定していたのだろうと思われま。

今後につきましては中間管理等の色々な事業がございますので、国としてはそう

いったものに該当させて、引き続き耕作放棄地の解消、基盤整備と併せて対応していきたいという考えのようでございます。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） そういった基金事業では、小規模なものについては具体的に解決する政策はまだないですね。

それから農業委員会に承継するということですが、事業する場合の助成というものはないと。耕作放棄地の調査に関することだけを承継ということですか。

* 事務局（鎌田裕之次長） 確かに基金事業としては耕作放棄地の解消・再生というのは、かなり使いやすい事業だったと考えております。国の方でも、今までのような使い勝手が良い事業はないようで、無理やり条件をクリアさせながらその事業に適用させていかなければならないようなものも多いようです。この基金事業に代わるものも今のところ提示はされておりませんが、今後国のほうで地方からの要望を受けるかたち、或いは政策的に新しいものが出てくる可能性はあるのではないかと考えております。

事業の承継についてですが、本日の総会で承継のご承認をいただいた後で、町の協議会から県の協議会へ解散の承認を求める流れになります。承認を求め途中で承継先を申請する必要がございますので、今回農業委員会で承継するというご提案させていただきました。

事業と言いますか役割的なものですが、実際こちらの協議会は基金事業の実施主体という役割がメインでして、実質耕作放棄地対策を行っているのは農業委員会というかたちになります。農業委員会は、こちらの耕作放棄地対策協議会の会員として協力してきたというような見形で、今後は協議会がなくなりますので農業委員会が主体となって耕作放棄地の解消に取り組んでゆくようになるのではないかと考えております。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより、議案第 36 号 加美町耕作放棄地対策協議会の解散に伴う事業の承継についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号加美町耕作放棄地対策協議会の解散に伴う事業の承継については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第10回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後3時28分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年1月27日

議 長 三 浦 泉

署名委員 今 野 修

署名委員 伊 藤 登 喜 子